

令和 5 年度第 6 回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和 6 年 1 月 17 日 (水)

立川市福祉保健部保険年金課

令和5年度第6回立川市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和6年1月17日（水） 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所302会議室

出席委員 被保険者代表（5名）
田尻 隆子 西村 徳雄 萩原 幸夫 宮本 直樹
山田 廣幸

保険医及び保険薬剤師代表（4名）
五十嵐 弥生 平田 俊吉 森谷 健一 石原 一生

公益代表（5名）
頭山 太郎 山本 みちよ 浅川 修一 黒川 重夫
木村 辰幸

被用者保険等保険者代表（1名）
大塚 智廣

出席説明員 副市長 田中 良明
保健医療担当部長 浅見 知明
保険年金課長 横田 昌彦
健康づくり担当課長 佐藤 良博
保険年金課業務係長 小安 裕史
保険年金課医療給付係長 熊谷 由希雄
保険年金課賦課係長 高橋 定洋
書記 保険年金課業務係 加藤 亜美

次 第

- 1 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について
- 2 立川市国民健康保険第3期データヘルス計画（素案）について
- 3 その他

資 料

- 資料1 立川市国民健康保険の現状（確定計数版）
- 資料2 詮問に対する意見

令和 5 年度第 6 回立川市国民健康保険運営協議会

令和 6 年 1 月 17 日

【保険年金課長】 定刻となったので、国民健康保険運営協議会を始める。

【会長】 これより令和 5 年度第 6 回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。
会議の成立要件の確認について事務局より説明をお願いする。

【業務係長】 (会議成立の確認)

【会長】 会議録署名委員の選任を行う。(会議録署名委員の指名)
議題に入る前に資料の確認をお願いする。

【業務係長】 (資料を確認)

【会長】 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について、審議を行う。
なお、本日の運営協議会において答申書の取りまとめをする。
国の確定計数の発出などにより数値等に変更があったことから、数値等の変更点の資料
について説明を受け、質疑応答を行う。その後に内容について審議を行った上で、答申案
を取りまとめていきたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、事務局より説明をお願いする。

【保険年金課長】 資料 1 と資料 2 の説明をする。

まず、資料 1。今回、国より国民健康保険事業費納付金の算定に係る確定計数が示され、
その額に基づき、立川市は納付金額、また、法定外繰入金の額が変更となった。

国民健康保険事業費納付金の推移だが、令和 6 年度の額が仮計数時 56 億 1,741 万円

だったものが、確定計数では55億7,022万円となり、約4,719万円の減。

また、法定外繰入金の推移で、令和6年度の額が仮計数時15億1,223万円だったものが、確定計数では14億5,745万円となり、約5,478万円の減。なお、こちらの金額には、今回、賦課限度額を2万円引き上げたことによる保険料収入の増額分も含まれている。

資料2は、前回の運営協議会において、諮問に対して委員の皆様からいただいた御意見をまとめたものである。後ほどお配りする保険料の答申案においても、主な意見として載せさせていただくものとなっている。

【会長】 今説明のあった資料等について質問がある方はいるか。

ないようなので、質問は以上とさせていただき、各委員より御意見をいただきたいと思う。

前回まで御議論いただいた方向性に基づき、皆様の御意見を踏まえて答申案を作成したいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、しばらくお待ちいただきたい。

(休 憇)

【会長】 会議を再開する。事務局から答申案を配る。

それでは、内容について、事務局より説明をお願いする。

【保険年金課長】 では、答申案を読み上げさせていただく。

立川市国民健康保険の保険料について（答申）（案）

本協議会は、令和5年11月28日付立福保第3258号をもって諮問のあった事項について、慎重に審議し、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1 諒問事項 財政健全化計画及び保険料について

2 審議の経過

本協議会における保険料賦課の基本的な考え方は、「国民健康保険事業の持続可能で安定的な運営を行うために必要な措置として、毎年度発生する自然増（減）は当該年度に解消した上で、歳入不足を補う一般会計からの法定外繰入金については、財政健全化計画に基づき、段階的に削減する。」としているところである。

しかし、新型コロナウイルス感染症や、急激な物価上昇による経済や市民生活への深刻な影響を考慮し、立川市の国民健康保険事業においては、保険料率を令和2年度から令和5年度までの4年間、平成31年度水準に据え置いてきた。賦課限度額については、令和2年度から令和4年度までの3年間は据置きしてきたが、国の定めた法定上限額から乖離も大きくなってきたことから、令和5年度は、基礎賦課額を2万円引き上げることとした。

この間、医療給付費の増加等により、法定外繰入金が大幅に増加し、保険料率の引上げを検討せざるを得ない状況となったが、昨年から続く物価上昇の市民生活への影響が継続していることから、令和6年度の保険料率については、前年度に引き続き据え置くこととした。賦課限度額については、法定上限額が令和6年度も引き上げられる方針が国より示されたことから、後期高齢者支援金分を2万円引き上げることとした。

また、財政健全化計画については、前年度の答申どおり、次期計画の策定を行政経営計画と合わせ、令和6年度中に行うこととした。

さらに、子育て世帯の負担軽減を図る観点から、令和4年度より国の制度として開始された「未就学児の均等割の5割軽減」については、残りの5割部分を令和6年度から市で独自減免し、負担をゼロにすることとした。

審議の中では、「保険料率については、現在も続く物価上昇による地域経済や市民生活への影響を考慮し、据置きが良いと思う」、「子供が増えれば増えるほど上がる均等割の制度はいかがなものか。未就学児の均等割の市の独自減免は、ぜひ、実現してほしい」、「未就学児の均等割の市の独自減免には賛成だが、本来こういった減免の拡充は、国で行うべきものなので、国に意見として述べてもらいたい」、「保険料率の据え置きには消極的賛成。

物価が下がる局面では、保険料を引き上げるということも考えておかなければならぬ」、などの意見が出されたが、令和6年度の保険料については、保険料率は据置き、賦課限度額は2万円の引上げを行うこと、また、財政健全化計画については、前年度の答申どおり、次期計画を令和6年度中に策定すること、さらに、「未就学児の均等割の市の独自減免」を令和6年度から開始することについては、賛成するとの意見が多数を占めた。

3 答申事項

保険料について

(1) 令和6年度国民健康保険料率は下表のとおりとする。

基礎賦課額については、現行、所得割率が6.58%だったものと同様で、6年度も現行と同一とする。

均等割額については、現行3万2,100円のものを、6年度、現行と同額とする。

賦課限度額については、現行63万円のものを、6年度も現行と同額とする。

後期高齢者支援金等賦課額分については、所得割率、現行2.24%のものを、6年度は現行と同一とする。

均等割額については、現行1万1,700円のものを、令和6年度、現行と同額とする。

賦課限度額については、現行19万円であるものを、6年度は21万円と2万円引き上げる。

介護納付金賦課額分については、現行、所得割率が1.69%であるものを、6年度は現行と同率とする。

均等割額については、現行1万4,500円であるものを、6年度は現行と同額とする。

賦課限度額については、現行16万円であるものを、6年度は現行と同額とする。

なお、施行時期は令和6年4月1日とする。

財政健全化計画の策定スケジュールは、前年度の答申どおり、次のとおりとする。

次期財政健全化計画は、第3次行政経営計画と開始年度を合わせ、一般会計の繰出金（歳出）と国保会計の法定外繰入金（歳入）の両面から検討し、赤字削減額及び解消年度を決定する。

なお、策定年度は6年度中で、開始年度は令和7年度からとなっている。

未就学児の均等割の市の独自減免について。

現在、国の制度に基づき5割軽減されている未就学児の均等割について、令和6年度以

降、残りの5割分を市で独自に減免を行う。

4 主な意見

審議の中で、委員から出された主な意見は次のとおりである。

財政健全化計画については、次期行政経営計画と連動して、令和6年度中に作成することで良いと考えるが、しっかりと健全化していくことが、市民の方に理解されるように計画をつくっていく必要がある。

財政健全化は、それぞれの自治体だけで行うことは無理だということも含めて考えないといけない。市で努力できる部分は努力して、なるべく保険料を上げないように、市の財政を見ながらやっていくべき。

財政健全化計画は、これまで保険料を引き上げなかつた分については、激変緩和を図りつつ、市民の方に納得してもらえるような内容で進めて行ってほしい。

財政健全化計画については、これまで保険料を引き上げないできたことは、ツケを将来に回してきたということだと自覚しつつ、次期計画で取り戻すという意識を持つことが必要。

来年度の保険料と財政健全化計画については、長い視点でツケを後世に回さないということが大事であり、中長期的な視点で保険料率をるべき姿にしていくことが必要。

保険料率の据え置き及び賦課限度額の2万円の引上げは妥当と考える。未就学児の均等割の独自減免については、少子化対策の一環になると考へるので賛成。

財政健全化計画については、現在、実施している様々な保健事業の実施効果の期待も含めて、令和6年度からのデータヘルス計画と両面で検討していく形が良い。

賦課限度額については、介護納付金分も合わせて引上げを行るべきではないか。財政健全化計画については、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療保険制度への移行で、国保の被保険者数が減る傾向にある中では、その内容について、大変厳しい議論になると考える。

財政健全化計画については、公的年金制度の一元化にみられるように、医療保険制度の一元化を含む抜本的な改革の検討を行うよう、国や東京都に対し働きかけていくことも必要と考える。

保険料に関しては、ここのところずっと、様々な社会的な状況によって、引上げがされていないが、今後、国民皆保険を維持する上においては、多少であっても保険料を引き上げる方針を崩すべきではない。

財政健全化を考えると、微力なことかもしれないが、生活習慣病や感染症も予防で乗り切るのも一つの考え方である。予防が大事ということについての、国保被保険者への啓発が大事と考えている。

保険料の据置きは賛成。一定の収入がある方の賦課限度額の引上げもお願いしたい。財政健全化については、世の中変わってくるので、その都度考え直さなくてはならない。

財政健全化計画については、保険料率を今まで上げていなかったので、来年からよく議論して、予防などにも重点をおいて議論したらよいと思う。

保険料率については、そうあるべきという意味では、上げざるを得ないと考えている。未就学児の均等割の市の独自減免は、少子化対策になるので、ぜひ支援していただければと思う。

【会長】 それでは、ただいまの答申案について審議していきたい。

御意見のある方は、お願いする。

御意見がないようなので、答申案から案を取らせていただきたいと思う。

また、市長への答申は、会長に一任ということでおろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 次に議題2、立川市国民健康保険第3期データヘルス計画(素案)について、事務局より説明をお願いする。

【業務係長】 今回、素案について、12月22日から1月15日の間でパブリックコメントを行い、1件、御意見をいただいたので、報告する。

健診による生活習慣病の早期発見では対策として足りないということから、まず1点目、データ分析結果の医療費の疾病別構成で、「筋・骨格関連疾患」が国保で8.7%、後期高齢で12.6%と大きな部分を占めていることから、対策として、日常的な運動だけではなく、「整体・はり・きゅう」などを取り入れる等、「統合医療」の取組が必要ということ。

もう1点が、健診をなぜ受診しないのか、その理由を把握するべき。同じような勧奨方法では受診率は向上しないのではないかという、大きく2点の御意見をいただいた。

この意見に対する市の考えについては、今後、ホームページ等で公表するが、1点目の

「統合医療」については、現段階でデータヘルス計画に盛り込むことは考えていない。ただ、「筋・骨格関連疾患」の課題に対して、他課と連携し、健康づくり事業を進める中で、「筋・骨格関連疾患」を予防する取組を検討していきたい。

2点目の「健診未受診の理由」については、本年度、新たな取組として成果連動型特定健康診査受診率向上事業を行っており、その効果検証を踏まえて、アンケート等の実施を検討していきたい。

平成23年度に未受診者のアンケートを行ったものがあり、上位の理由としては、「治療中であるから」、「勤め先の健診を利用しているから」、「忙しい」、「自分は健康であるから」ということだった。

【会長】 ただいまの事務局の説明について、御質問などあるか。

【A委員】 パブリックコメントが1件と少ないことについて、どのように認識されているか。

【保険年金課長】 その件について、事務局の考えを伝えさせていただく。

今回、初めての取組として、立川市動画チャンネルに計画についての解説動画を載せさせていただき、昨日現在で173回再生だった。想定していた回数よりは、大分たくさんの方に見ていただいたかなと思っている。

今回、掲げたテーマが「つなぎと予防」ということで、特定健診の受診率が低く26市中最下位で、課題が明確であること。それを踏まえて、第3期のデータヘルス計画では、まず、受診率の向上を図っていく。それを各種保健事業に適切につなげていく。医療のところにつなげる場合もあると同時に、健康教室という形で、広く一般に、前期高齢者、後期高齢者の方も踏まえて、まず、食べることというところで歯と栄養の健康教室というのも行っていく。そういうところが皆様に御理解いただけたと考えており、対策については御理解いただけたのではないかと考えている。

【会長】 ほかに御質問等あるか。よろしいか。

それでは最後に、その他として、事務局からお願いする。

【保険年金課長】 令和5年度の運営協議会は本日が最後の予定である。

諮問事項についての集中的な審議と、第3期データヘルス計画（素案）への様々な御提言、感謝申し上げる。

いただいた御意見等は、3月に公表する計画原案において反映させていただく予定で、3月上旬に委員の皆様に郵送させていただく。

令和6年度の第1回目の運営協議会は5月中旬に開催を予定しており、令和6年度予算についてなどの御報告をさせていただく予定である。

【会長】 本年度も、皆様の御協力により答申をまとめることができた。

令和6年度は、いよいよ財政健全化計画を取りまとめる必要がある。国民健康保険が置かれた本当に厳しい状況の中で、この健全化計画をまとめていくことは、非常に難しい議論になるとを考えている。引き続き委員の皆様の率直な御議論をいただき、よりよい答えを導き出していけることを願いつつ、本年度の協議会を閉じさせていただく。

(「ありがとうございました」の声あり)

【会長】 ありがとうございました。

―― 了 ――